利付国庫債券（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	七十五億円	
利付国庫債券（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	十六億円	
利付国庫債券（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	五十一億円	
利付国庫債券（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	二十四億円	
利付国庫債券（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	百三十六億円	
利付国庫債券（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	五億円	
利付国庫債券（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	百四億円	
利付国庫債券（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	八十八億円	
利付国庫債券（第三十六回）	二・〇％	平成五十四年三月二十日	五百三億円	
利付国庫債券（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	四十八億円	
利付国庫債券（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	五十九億円	
利付国庫債券（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	五億円	
利付国庫債券（第四十三回）	一・七％	平成五十六年六月二十日	七億円	
利付国庫債券（第四十八回）	一・四％	平成五十七年九月二十日	四十九億円	
利付国庫債券（第四十九回）	一・四％	平成五十七年十一月二十日	十五億円	
利付国庫債券（第五十回）	〇・八％	平成五十八年三月二十日	百二十二億円	
利付国庫債券（第五十一回）	〇・三％	平成五十八年六月二十日	二十四億円	
利付国庫債券（第一回）	二・四％	平成六十年三月二十日	六十億円	
利付国庫債券（第二回）	二・二％	平成六十一年三月二十日	四十九億円	
利付国庫債券（第三回）	二・二％	平成六十二年三月二十日	七十四億円	
利付国庫債券（第四回）	二・二％	平成六十三年三月二十日	十七億円	
利付国庫債券（第六回）	一・九％	平成六十五年三月二十日	二百九億円	
利付国庫債券（第八回）	一・四％	平成六十七年三月二十日	百五十四億円	

○財務省告示第三百二十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十四日に発行した利付国庫債券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第八十七回、第八十八回、第八十九回、第百六回、第百七回、第百八回、第百十回、第百二十回及び第百二十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で四千九百九十六億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　六千二百十八億四千二十万二千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年十月二十四日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子　（別表のとおり）

十五　償還期限